

総務委員会会議録

- 1 期 日 令和4年9月20日（火）
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 9時47分
- 5 出席者 委員長 寺田幸弘 副委員長 藤澤恭子
委員 松本 均 委員 草賀章吉
委員 山本行男 委員 鈴木久裕
委員 鷺山記世
当局側出席者 総務部長、監査委員事務局長、所管課長
事務局出席者 議事調査係 山崎貴哉
- 6 審査事項

議案第104号 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第106号 字の区域の変更について（高御所地区）
- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年9月20日

市議会議長 松本 均 様

総務委員長 寺田幸弘

議 事

午前9時25分 開議

○委員長（寺田幸弘） おはようございます。

今回総務委員会に付託されました議案は、議案第104号 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをはじめとして、計2件であります。よろしく審査をお願いします。

私から報告申し上げます。

審査に入る前に、私から2点連絡申し上げます。

初めに、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いします。また、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案等のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いします。

なお、配付してある審査順序にて審査を進めていきますので、よろしくお願いします。

それでは審査に入ります。

議案第104号 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 提出に際して組合との協議の状況というのは。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 事前に説明をさせていただきまして、承知しております。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 実際にこれからのことは分からないですけれども、今までに、特に会計年度任用職員でこういった事例というのはどのぐらいありますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 今現在会計年度任用職員の方3人が育児休業取得されています。その方はもう育児休業を取得していますので、男性の方で、もし、今後、取得する方がいらっしゃれば、該当になりますし、女性の方で途中で旦那さんと交代という事例があれば申し出ていただければ、

それは対応できます。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今回、これは会計年度任用職員だけですよ。正規の職員は、もう既にこの程度のことは改正されているということで、解釈でいいわけですね。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 今回は会計年度任用職員と、育児休業について、任期付きの方、一部、正規職員分の改正です。育児休業について、会計年度任用職員は2歳までになっていますけれども、正規職員は3歳まで取れます。今回の会計年度任用職員の改正分については、既に正規職員には制度が整備されています。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） これは役所の関係なんですけれども、一般企業でも非正規の方々はこの制度をしなさいとなったということですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 一般の会社の方も同じような形になります。

○委員長（寺田幸弘） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） それは、それぞれの企業でそういう制度にしなさいよということが、市が言っているということですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 国の法律で改正がありましたので、それを受けて、企業がやる義務といえますか努める必要があるということです。

○委員長（寺田幸弘） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） 確認です。法改正によるということで、この中で掛川市独自のということとはありますか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 今回の改正につきましては、法律の改正を受けまして、全く準則どおりにしておりますので、掛川市独自というものはございません。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 正規ほどではないにしても、育休の要件が緩和され取得しやすくなるということはいいことだと思います。

○委員長（寺田幸弘） いいことであるという御意見でございました。

そのほかございますでしょうか。

藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子） 私も鈴木委員と同じで、これによって男性職員また会計年度任用職員の皆様が育休取得がしやすい環境がつけられるということでありまして、こういった法制度が変わって条例改正がされたということをしつかりと周知されていくことを願います。

○委員長（寺田幸弘） 周知を願いたいということでございます。

そのほか、鈴木委員、藤澤副委員長の意見に対して意見はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 104号 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

議案第 104号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。ありがとうございます。

次に、議案第 106号 字の区域の変更について（高御所地区）を議題といたします。

資産経営課の説明をお願いします。

村上資産経営課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 白の部分は変えないまま置くということですか。

○委員長（寺田幸弘） 村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士） 白の部分は高御所になり、市道の部分については字の区域の変更は行いません。

○委員長（寺田幸弘） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ついでに変えたらと思うのだけれども、変えなかった考え方を教えてください。

○委員長（寺田幸弘） 村上資産経営課長。

○資産経営課長（村上将士） 今回、市道の分は合筆をしませんので、字の区域の変更は必要ないという判断をしました。この部分はそのままにしてあるという考え方です。

○委員長（寺田幸弘） よろしいでしょうか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で、質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 106号 字の区域の変更について（高御所地区）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） ありがとうございます。

議案第 106号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了いたしました。

次に、閉会中継続調査申し出事項について議題といたします。

お手元に資料を配付ありますので、御覧いただきたいと思います。

資料のとおり 5項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、総務委員会の閉会中継続調査申し出事項については、資料のと

おり 5項目といたします。

次に、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 当局から何かございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、閉会に当たり藤澤副委員長より挨拶をお願いいたします。

○副委員長（藤澤恭子） 皆様の円滑な運営に御協力いただきましてありがとうございました。これで、総務委員会に付託されました議案は全て審査のほう終わりましたので、お疲れさまでございました。

○委員長（寺田幸弘） 以上で、総務委員会を終了いたします。御苦勞さまでした。

午前9時47分 閉会